

第 57 回

各 務 原 市 緑 審 議 会

令和7年8月1日

議第 1 号

都市公園の廃止について

令和7年8月1日提出
各務原市緑審議会会長

7 各河公第 1 1 1 号
令和 7 年 8 月 1 日

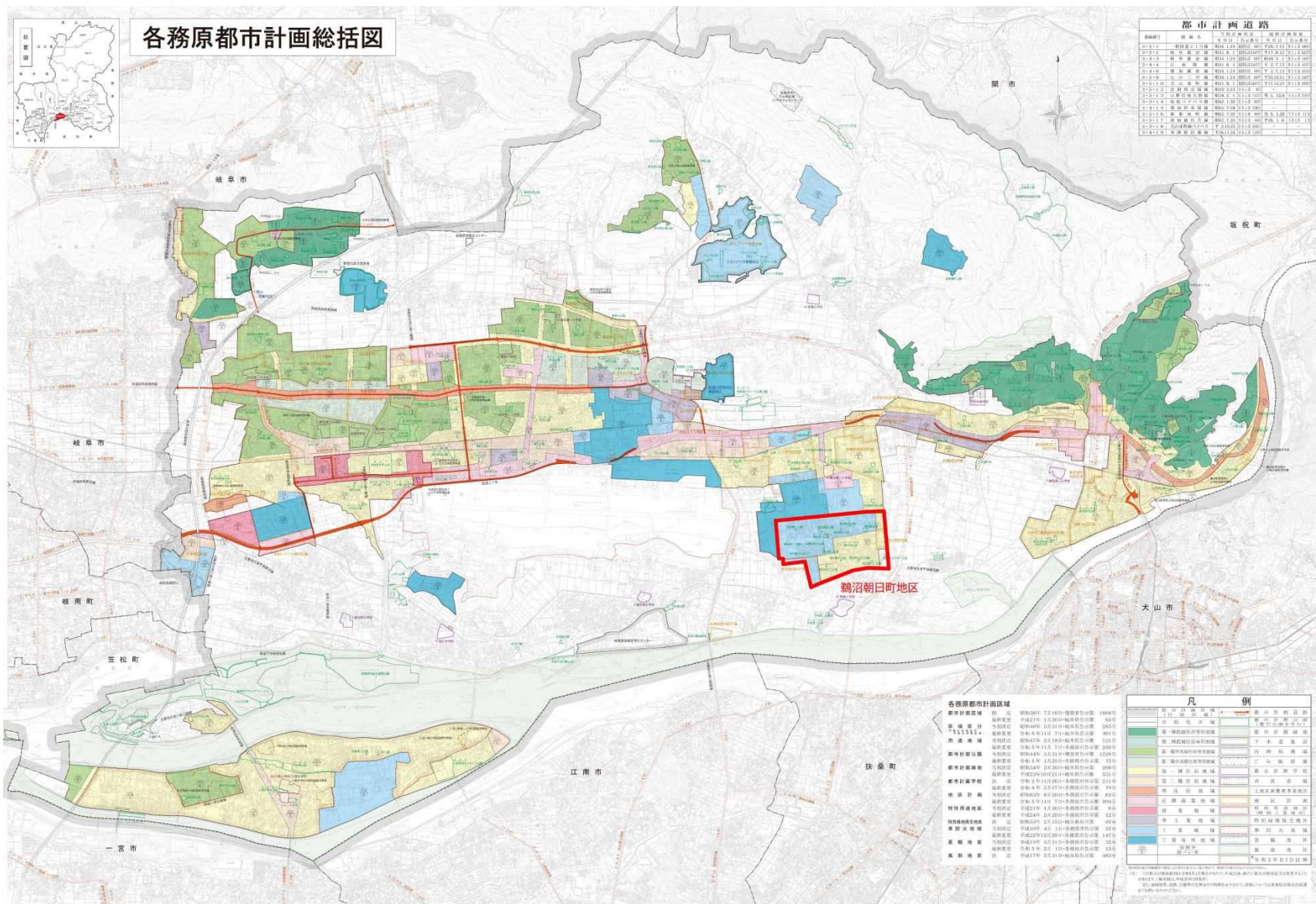
各務原市
緑審議会会長様

各務原市長 浅野 健司

都市公園の廃止について（諮問）

朝日第 4 公園外 6 を廃止したいので、各務原市緑の条例施行規則第 2 条第 3 号の規定に基づき、各務原市緑審議会に諮問します。

位置図



背景

市が抱える問題

社会情勢の変化

- ・ 人口減少や少子高齢化
- ・ 厳しい財政状況
- ・ 多様なライフスタイルや価値観

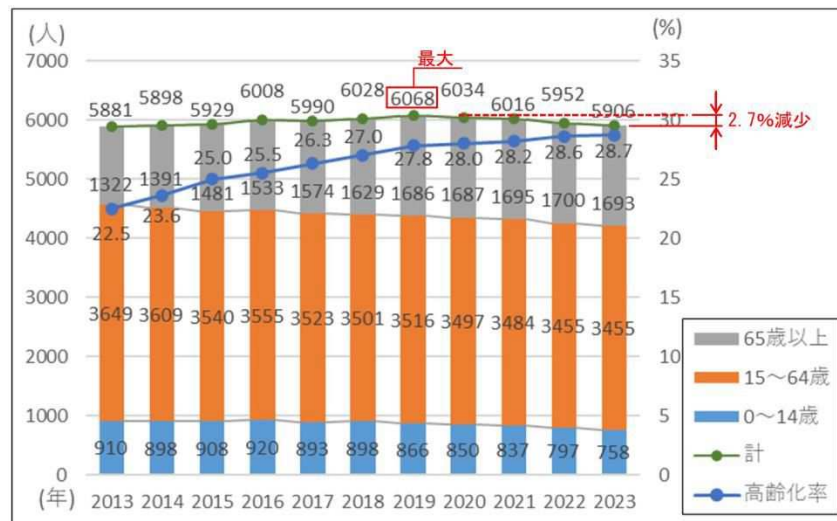


さらなる問題

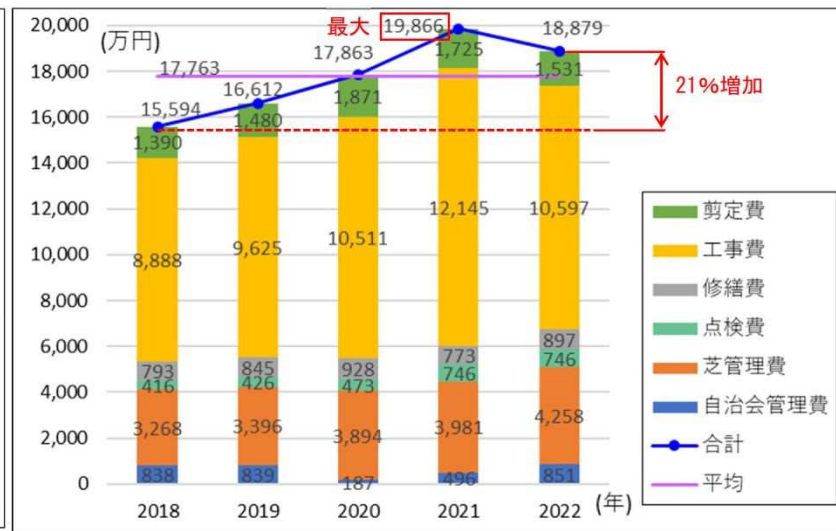
- ・ 維持管理の負担が増える
- ・ 年齢やニーズに合わなくなっている



今後の公園のあり方を見直す必要がある



図：朝日地区における人口推移と高齢化率



図：各務原市全体の公園維持管理費の推移

上位計画の位置づけ(緑の基本計画)

街区公園の整備

【内容】

- ・街区公園などの身近な公園の整備に努める。
- ・公園が不足する地域を、整備検討地区として位置づけ、未整備区域の解消に努める。

【実績】

- ・三井東小緑地 ・かさだ西公園 ・浜見公園 ・各務原町南公園 ・山崎南公園 ・松倉第1公園
- ・桜木公園 ・緑町西公園

【整備目標】

●計画公園

- ・次の地域について街区公園の整備を推進する。

【新 設】・〈仮称〉桐野公園 ・巾下地区新設公園

【統 合】・朝日地区の公園の統合

【再整備】・緑苑地区の公園 ・つつじが丘地区の公園 ・清住地区の公園
・〈仮称〉鶴沼南町河川敷公園

●整備検討地区

- ・上記の整備によっても身近な公園が不足する地域は、整備検討地区への位置づけを検討する。

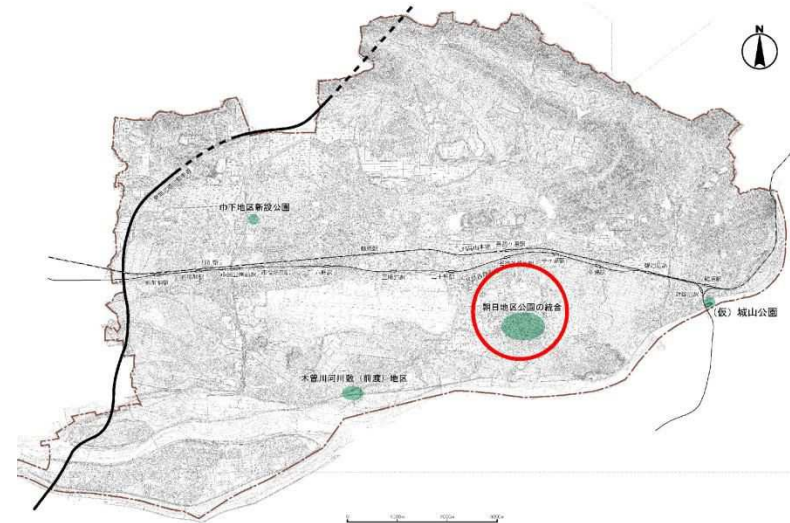


図 主な公園・緑地の整備方針（中長期）

都市公園の統合・再編

【内容】

- ・新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会中間とりまとめ（国土交通省 平成 27 年 10 月）※に対応し、再編により都市公園のストック効果が総合的に高まり、都市機能が向上するようにする。

【整備目標】

- ・鶴沼朝日地区では昭和 50 年代に造られた狭小な公園が数多く見られ、地域住民との協働により、統合・再編を検討する。

上位計画の位置づけ(各務原市公共施設等総合管理計画)



各務原市公共施設等総合管理計画
【令和3年度改訂版】

平成29年3月策定
(令和4年3月改訂)

各務原市



◆現状

③公園・緑地等（都市公園）

本市が保有する都市公園と都市公園以外の広場等を含めた公園・緑地等は 246 箇所
で、面積は 1,783,834 ㎡となっており、県内屈指の公園整備規模を誇っています。市
民一人当たりの公園整備面積は 16.74 ㎡となっており、「都市公園法施行令第1条の2」
に規定する「公園標準整備面積 10 ㎡以上」を大きく上回っています。

こうした公園の整備により、美しい街並み景観と併せ、身近に緑を感じることができ
る良好な住環境を創出し、「緑豊かな各務原市」として本市の魅力を高めています。
少子高齢化に伴い公園に対する需要の変化が生じており、市民参画による利用者ニーズ
に合わせた公園のリニューアルや機能的な統廃合が必要です。

◆施設類別に応じた基本方針

○ 公園・緑地等

- ・遊具等の公園施設は、「各務原市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・
更新を図ります。
- ・公園・緑地等の新規整備やリニューアル整備を行う場合には、計画策定段階から市民
や地元自治会の参画と合意形成を図っていくことで、市民協働による維持管理体制を
構築します。
- ・民間の開発行為により帰属された狭小公園は、利用状況や周辺の公園の配置状況など
を踏まえ、地元自治会と協議の上、集約化などの再編を進めます。
- ・少子高齢化や環境問題、価値観の多様化など、社会情勢が変化する中、公園・緑地等
のストック効果^(※)を一層高めるため、官民連携による管理運営を進めるとともに、
多様化する市民ニーズに対応した公園・緑地等の多機能化を図ります。
- ・また、新たな行政需要を把握する中で、行政や地域の課題解決に向けた幅広い用途で
の活用など、これからのまちづくりに対応した新たな公園・緑地等の利活用について
検討します。

現状

公園の現況機能と誘致圏域図

全17公園

公園名	公園面積 (m ²)	供用開始年月日 (R5時点)	経過年数 (R5時点)
朝日第1公園	443	1979.1.23(S54)	44年
朝日第2公園	193	1982.6.1(S57)	41年
朝日第3公園	447	1982.6.1(S57)	41年
朝日第4公園	92	1982.6.1(S57)	41年
朝日第5公園	90	1982.6.1(S57)	41年
朝日第6公園	172	1982.6.1(S57)	41年
朝日第7公園	298	1984.3.31(S59)	39年
朝日第8公園	1,002	1984.3.31(S59)	39年
朝日第9公園	131	1984.3.31(S59)	39年
朝日第10公園	122	1984.3.31(S59)	39年
朝日第11公園	666	1984.3.31(S59)	39年
朝日第12公園	223	1984.3.31(S59)	39年
朝日東公園	2,000	1997.4.10(H9)	26年
朝日南公園	1,485	1982.12.1(S57)	40年
朝日南みどり公園	178	2009.12.1(H21)	13年
朝日南ふれあい公園	550	2009.12.1(H21)	13年
朝日憩いの広場	3,389	2016.4.1(H28)	7年

- ①老朽化 設置から40年経過してます
 ②面積 標準面積(2500m²)よりも小さい
 ③誘致距離 公園同士が近く、重なっている
 ④施設 似たような施設の公園が多い

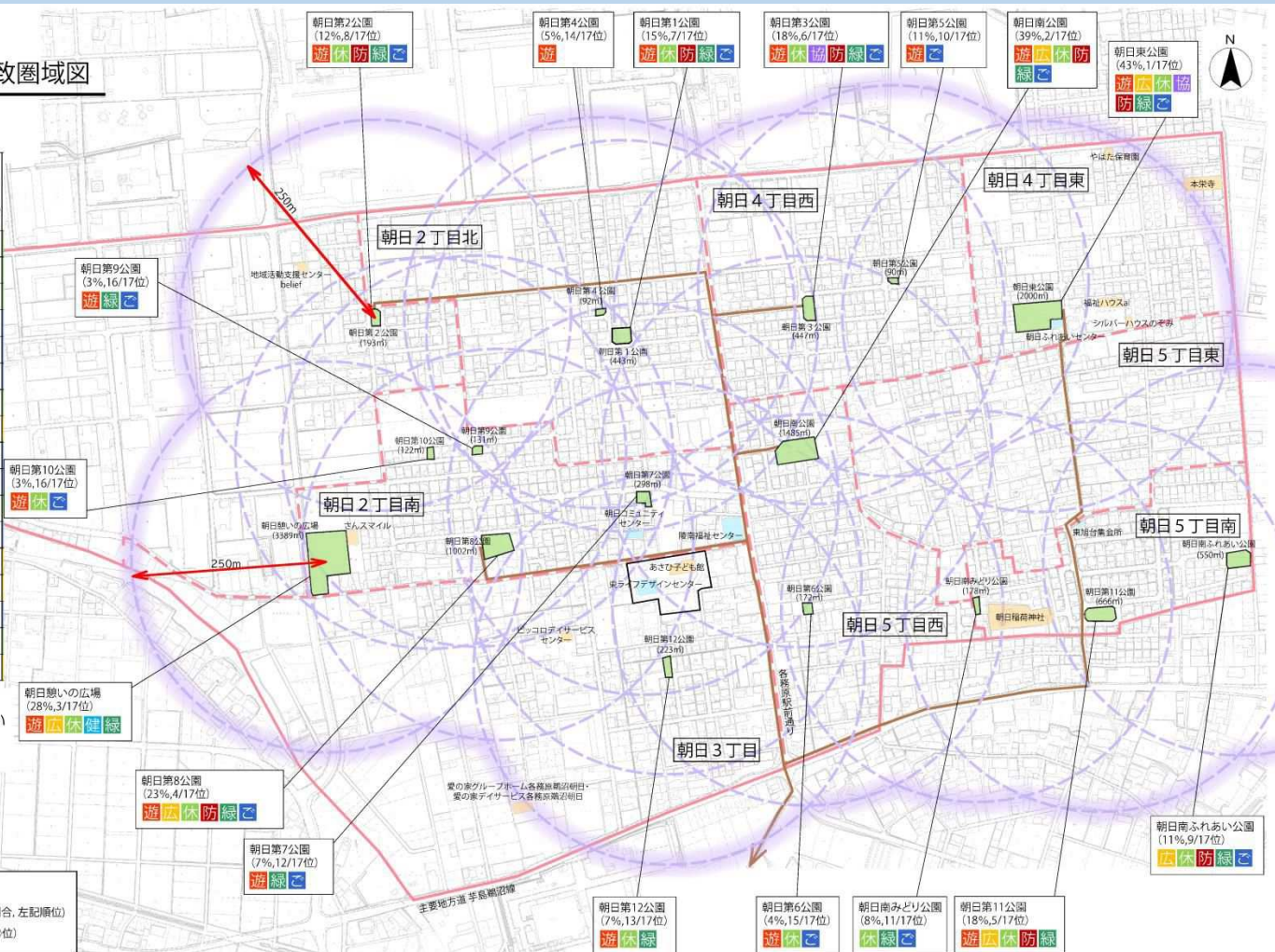
凡例	
遊	遊び(遊具)機能
広	遊び(広場)機能
休	休養機能
協	協働機能
健	健康機能
防	防災機能
緑	緑地機能
集	隣接するごみ集積場

凡例	
(利用者数割合、左記順位)	(〇%, 〇/〇位)

凡例	
○	誘致距離(250m)の範囲
○	誘致距離全体の範囲

凡例	
→	避難経路

誘致距離※1
 ・誘致距離とは、公園を利用しに来てもらう人の範囲であり、半径250mの円内に1公園、面積2500m²を標準として配置します。



これまでの経緯

◆令和4年度 鵜沼朝日町全世帯対象アンケート

2022年5月、再編に対する思いについて朝日地区全世帯（2492世帯）を対象にアンケートを行いました

- ①再編を行うこと 91%が賛成の意向を示しています。
- ②公園の数や施設を減らすこと 77%が賛成の意向を示しています。
- ③公園ごとに特長を持たせること 92%が賛成の意向を示しています。
- ④公園の機能を統合し充実させること 91%が賛成の意向を示しています。

◆令和5年度 公園再編計画の立案 2回のワークショップ及び計画案回覧による意見集約

■考え方1：地域のニーズに合わせた公園づくり

同じ機能や施設があり、よく似た小さな公園が集まったところでは、それぞれの公園の施設の老朽化の状況、利用状況、住民の皆様のニーズを踏まえながら維持管理費の縮減を考慮して、公園の廃止、他の施設への転換を進めています。

■考え方2：機能を高める公園づくり

公園の再編は、朝日地区内において複数ある公園を統合し、「地区の核となる公園」を位置づけ、魅力ある機能の充実を図った整備を進めています。

■考え方3：特徴を持たせた公園づくり

似たような施設のある公園をそれぞれの公園に合わせた機能の分散や特化を図り、公園ごとに特色づけや魅力づくりの整備を進めます。

- 例えば
- 【A公園】：子どもの遊び場を充実する
 - 【B公園】：ベンチやすまやなどの休息の場を充実する
 - 【C公園】：芝生広場を充実する 等



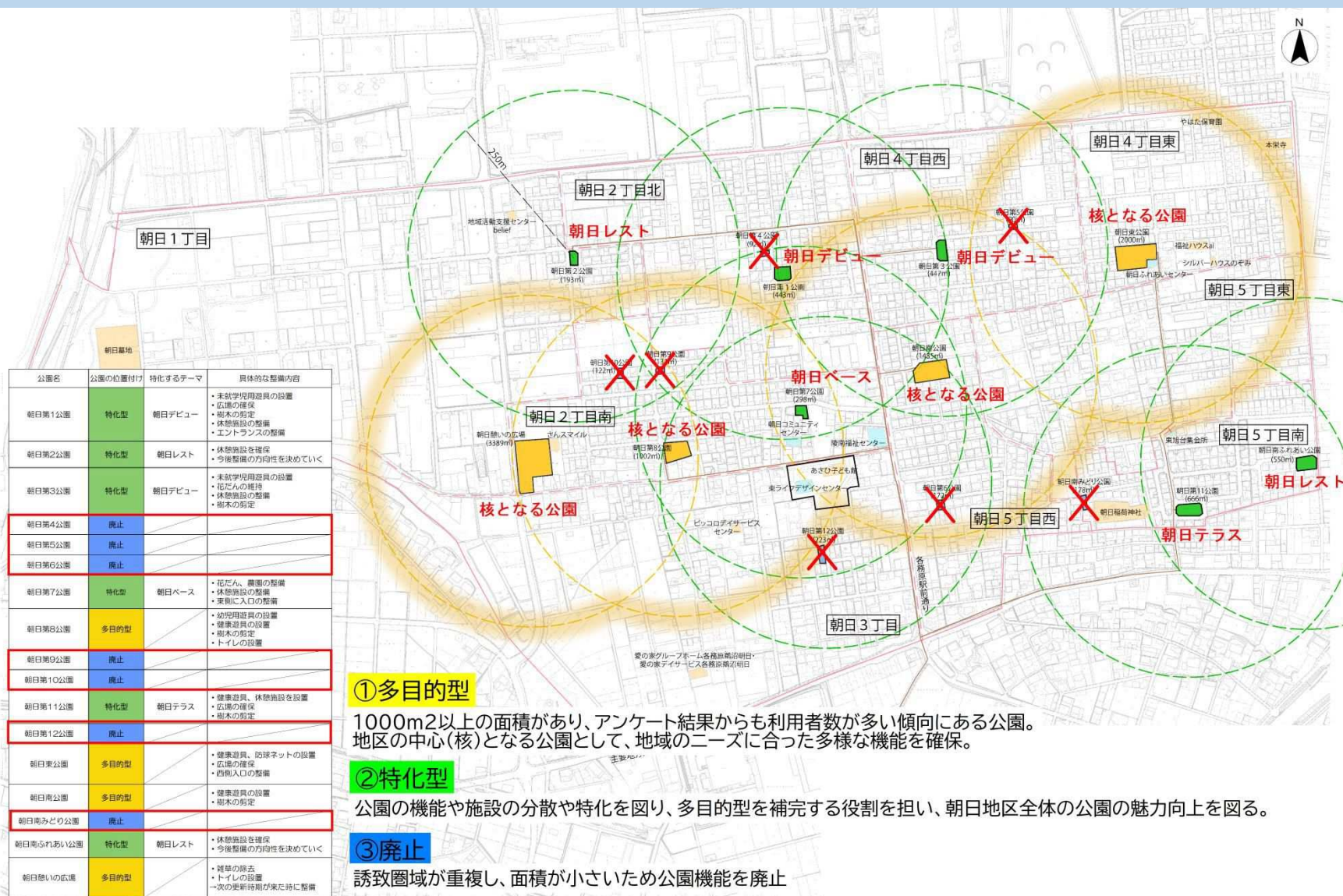
◆令和6年度 残置する公園の リニューアル設計実施 3回のワークショップ及び計画案回覧による意見集約

◆令和7年度 リニューアル工事実施

◆令和8年度 7公園の廃止(予定)

図：朝日地区における公園再編整備のイメージ

再編計画



①多目的型

1000m²以上の面積があり、アンケート結果からも利用者数が多い傾向にある公園。地区の中心(核)となる公園として、地域のニーズに合った多様な機能を確保。

②特化型

公園の機能や施設の分散や特化を図り、多目的型を補完する役割を担い、朝日地区全体の公園の魅力向上を図る。

③廃止

誘致圏域が重複し、面積が小さいため公園機能を廃止

都市公園法(都市公園の保存)

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合 **その他公益上特別の必要がある場合**

二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

◆都市公園法運用指針

(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

一方、今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」

と解して差し支えない。

なお、都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

- ・ 人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること⇒①
- ・ 都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること⇒②
- ・ 立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと⇒③
- ・ 都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること⇒④

⇒①人口減少・少子高齢化、維持管理費コスト増、ニーズに合わない利用頻度の少ない公園等の背景あり。

⇒②再編計画に基づき機能再編を行うことで、朝日地区の公園の魅力を向上させる。

⇒③上位計画の位置づけあり。アンケート調査結果及びワークショップにより再編計画を立案。

⇒④市全体の一人当たり都市公園面積 $17.26\text{m}^2/\text{人}$ (R6末)>標準 $10\text{m}^2/\text{人}$ 。

朝日地区の一人当たりの街区公園面積 $1.77\text{m}^2/\text{人}$ >市全体 $1.7\text{m}^2/\text{人}$ 。